



社団法人 溶接学会

特別研究会、アドホック研究会並びにミニ研究会内規

平成10年2月10日制定

平成15年6月20日一部改定

(設立目的及び内容)

1. 本会の研究活動を充実強化し、もって会員の研鑽に資するため、特定のテーマについて研究する特別研究会、アドホック研究会並びにミニ研究会を設ける。特別研究会は広範な分野を包括するテーマを取り扱う。

アドホック研究会は時宜を得た、緊急に解決すべきテーマを取り扱う。

ミニ研究会は30歳台以下の若手研究者を主査とした公募公開テーマ研究を5件／年程度取り扱う。

(設置、改廃)

2. 研究会の設置並びに改廃は、研究推進部会の議に基づき理事会が決定する。
3. テーマは、会員（賛助員を含む）からの自主提案又は公募により研究推進部会が選択する。

ミニ研究会は年度ごとに定期的に公募を実施する。

(会期)

4. 研究会の設置期間は以下のとおり。
特別研究会は2年以内を原則とする。ただし、必要と認められた場合は1年に限り延長することができる。

アドホック研究会及びミニ研究会は1年以内を原則とする。ただし、必要と認められた場合は短期間に

限り延長することができる。

(構成、運営)

5. 研究会は主査，副査，幹事及び委員によって構成する。

人数は特別研究会は30名以内，アドホック研究会は15名以内，ミニ研究会は7～8名以内を原則とするが，ミニ研究会は活動開始後テーマを溶接学会ホームページ上に公開し，賛助員企業の参加を積極的に受け入れるものとする。

研究会の構成については，研究推進部会の承認を必要とする。

6. 主査は研究会を代表し活動を統括する。副査は主査を補佐し必要な時はその職務を代行する。幹事は研究会の運営を円滑に行うため必要な会務を担当する。
7. 研究会の運営についてはそれぞれの自主性によって行うこととする。

(資金)

8. 研究会の運営資金は本会会計から支弁する。
その額は研究推進部会の提案に基づき理事会が決定する。ただし，必要な時は研究推進部会の承認を得て別途調達することができる。

ミニ研究会は次世代を担う若手研究者を育成する為，溶接学会記念基金より1件30万円／年の助成を原則とする。

(報告)

9. 特別研究会主査は，毎年度終了時に活動状況報告及

び会計報告を研究推進部会に提出しなければならない。

アドホック研究会及びミニ研究会主査は，研究活動終了時に活動状況報告及び会計報告を研究推進部会に提出しなければならない。

研究会終了に際し剰余金が生じた場合は，研究推進部会はこれを次の研究会の資金に充当することができる。

10. 特別研究会は，その事業終了に際しシンポジウムを開催して研究成果を公表しなければならない。

アドホック研究会は，その事業終了に際し本会誌あるいは全国講演大会において研究成果を公表しなければならない。

ミニ研究会は，その事業終了に際し全国講演大会又は本会主催の講演会，セミナー等において研究成果を一年以内に公表しなければならない。

(内規の改廃)

11. この内規の改廃は，研究推進部会の議を経て理事会の承認を必要とする。

付 則

1. この内規は，理事会の承認により平成15年6月20日から施行する。
2. 特別研究会内規は，本内規施行に伴い廃止する。